

# 材木商・中村屋七兵衛考

竹内誠

## はじめに

- 一 飛驒山出材の運送請負人の変遷
- 二 材木問屋としての活躍
- 三 高山役所との親近性
- 四 運送方永久請負と弁木上納のリスク
- 五 中村屋七兵衛の身元調査
- 六 御用は幕府、身分は尾張藩  
おわりに

毎年刊行される幕府役職人名録ともいべき「武鑑」には、「御勘定所御用達御奉行支配 白鳥湊住・江戸南鍛冶町一丁目 中村屋七兵衛」と記載されている。幕府の勘定所御用達商人である。  
尾張藩の領民である中村屋七兵衛が、江戸幕府の御用達に任命されるという特異な事例である。しかも木材流通市場に大きな役割を果たしていた人物である。当然、もっと以前から注目されてよいはずの人物と思われるが、近年になつてやつと二、三の成果が出始めたところである。<sup>(1)</sup>ただし、いずれも中村屋七兵衛そのものを対象とした研究ではなく、本格的研究はこれからという段階にある。

当該研究が進展をみなかつた主な理由として、同家のまとまつた経営史料が伝存していないこと、そして残存史料も極めて散在的で、なかなかその実像に迫りにくい点が挙げられる。

よつて本稿もまた、本格的とはいえぬまでも、管見の範囲で知りうる史料を出来るだけ分析しつつ、少しでもその実像に迫りたいと思う。  
負である。

## 一 飛驒山出材の運送請負人の変遷

まず、中村屋七兵衛が勘定所御用達に任命されるまでの動向を追うことによつ。

元禄五年（一六九二）、金森出雲守頼旨が飛驒国より出羽国上ノ山に転封したことによつて、飛驒国は幕府の直轄領となる。当研究所所蔵の「御材木一件」には、その飛驒山で本伐りした御材木・御博木の運送請負人の変遷が記録されている。

飛驒国は、その中央南寄りを分水嶺として北流する宮川・高原川・白川の水系、南流する益田川（→飛驒川→木曽川）の水系とに分断されるため、伐木事業区はその運材事情から「北方」と「南方」に両分された。林業地としては、採運が便利な南方山内が古くより開発されており、南方元伐場所は益田郡阿多野・小坂両郷の四八カ村によつて稼業が営まれていた。一方、北方元伐場所は、大野郡川上・白川郷、吉城郡高原の三郷二五カ村によつていた。

運送請負人は、飛驒の南方山の山元から尾州白鳥湊までの川下げと、さらに白鳥湊から江戸ならば猿江御材木藏、大坂ならば川崎御藏、あるいは駿州清水湊までの海上輸送を請け負つた。一方、飛驒の北方山の場合も日本海側の伏木湊ないしは東岩瀬湊まで川下げし、そこから江戸等へ海上輸送している。

飛驒山が幕領化された元禄期以降、寛保期までの運送請負人は一定していない。主な請負人を列記すると、白子屋孫右衛門、矢嶋屋善左衛門、小坂屋彦右衛門、高見屋四郎兵衛、菱屋次右衛門、伊勢屋伝四郎、丹波屋長

右衛門、伊賀屋九郎右衛門、小泉屋長三郎、細江屋清左衛門、冬木屋小平次、妻木屋重右衛門、泉屋文右衛門、松屋甚五兵衛、松木屋半七、柳川屋彦右衛門、鈴木屋五郎左衛門、高羽屋平七、津国屋平吉、杉田屋新兵衛、野口屋甚左衛門、辰巳屋兵左衛門、長崎屋九兵衛、貴船屋喜右衛門ら、江戸・飛州・名古屋などの商人で、単独の場合もあるが、多くは二人一組になつて短期間ずつ請負つてゐる。

ところが、延享元年（一七四四）以降、中村屋七兵衛が請負人に登場すると、共同請負人に交代はあるものの、もう一人は七兵衛に定着することとなつた。もつともその四年前の元文五年（一七四〇）に、請負人の長崎屋九兵衛・貴船屋喜右衛門の外に、中村屋七兵衛と辰巳屋兵左衛門が加わつていたという記録（下麻生湊佐次右衛門扣帳）があるが、七兵衛のこの事業への本格的な参入は、やはり延享元年からであろう。

共同請負人は、延享元年から寛延三年（一七五〇）までが北沢屋新右衛門、宝暦元年（一七五一）から二年までが貴船屋喜右衛門、宝暦三年から七年までが再び北沢屋新右衛門、宝暦八年から安永元年（一七七二）までは、辰巳屋安右衛門であつた。ただし、このうちの宝暦八年から一年までの川下げは、小坂郷・阿多野郷四八カ村が請負い、海上輸送のみを中村屋と辰巳屋が請負うという例外があつた。その他の期間はすべて川下げと海上輸送の双方を中村屋ら二人が請負つてゐる。

そして、安永二年からは中村屋七兵衛単独の請負いとなり、天明三年（一七八三）には「飛州御用木川下・海上永久請負被仰付」たのである。

その同じ天明三年、幕府は彼を勘定所御用達に任命した。正式の任命書は未見であるが、「武鑑」は毎年正月に刊行され、前年の幕府の新人事体制が記載される。天明四年刊の「武鑑」<sup>(3)</sup>に、はじめて「勘定所附御用達」

として中村屋七兵衛が記載されていることは、前年の天明三年に勘定所御用達に任命されたことの証左となる。この勘定所御用達の御用の内容は、先述のとおり、飛驒山より出材の御用木の川下げおよび海上輸送を、永久に請負つたということである。

## 二 材木問屋としての活躍

元文五年（一七四〇）か、あるいは延享元年（一七四四）を初発とする中村屋七兵衛の飛州材川下げ・海上輸送の請負事業参入の背景には、それ以前から白鳥湊における中村屋の材木商としての商活動があつたと思われる。そのための間接的史料ではあるが、延享三年五月の「白鳥御材木貰書乾」<sup>(4)</sup>を紹介しよう。

史料には「先年」とあるので、延享よりしばらく遡る元文あるいは享保末年頃のことかと思われる。その当時、木曾山からさかんに運上仕出が行われていた。運上仕出とは、一定割合の運上木を上納することを条件に、伐木・川下げを自己資本（手前金）で行うことを許可された仕法である。もちろん当然のことながら「運上木」を上納した残りの「手前取木」は出資者（本メ）の取分となる。

運上木は、「武分・三分御運上木差上」とあり、全体の二〇パーセントもしくは三〇パーセントであった。ただし運上木というと、いかにも現物納のようにみえるが、実際は売払つたのちの代金納であつた。

### 【史料一】

先年は買人手前金を以、御本切之仕跡木曾明山之内杯願有之、其山々ニより武分・三分御運上木差上本切致し大分有之由、右御材木は白鳥

御役所へ着木、木數寸銘間尺等ニ而取扱相極、不殘本メ江相渡、御運上木取立ル儀候、帳元勘定仕立、代金にて取立候、右材木は其本メ之間屋、手前取木・運上木共ニ引請売払、右売れ直段を白鳥役所へ差出し、右売れ直段を以、書役運上木極り直段を積り立、御勘定所江出し吟味之上改判有之、右極直段を以運上木代取立候、其本切主模寄々々にて問屋立テ置、材木請払、運上木代上納、白鳥御役所取扱、万事此問屋ニ相勤させ候儀ニ候。

（中略）先年は本メ数多ニ候故、中村屋七兵衛・兼山屋与一郎・伊勢屋清兵衛・戸田道三十郎・川方屋喜右衛門杯問屋致候得共、近年は兼山屋・川方屋計いまだ問屋之かぶ勤候、先年御本切御材木をも右兩人へ

私方被仰付取扱候由

右の史料によれば、①貯木場・白鳥に到着した材木は、尾張藩の白鳥御材木役所にて木数や規格等を確認の上、残らず本メに渡し、その中から運上木を取立てるのであるが、實際は代金にて運上を取立てていた。

②そのために本メと契約したそれぞれの問屋が活躍する。白鳥御役所から渡された本メの手前取木と運上木とを問屋が一括引請けて売却し、その売却値段を白鳥役所に提出した。尾張藩の勘定所ではこれを吟味の上、運上木代金を決定し、その金額を取り立てた。

③本メが指定した問屋の仕事は、要約するに「伐木請払」「運上木代上納」「白鳥御役所取扱」の三点であった。つまり材木の売払い、運上代金の上納、白鳥役所との折衝であつた。

④先年は運上仕出がさかんで本メも多数いたので、問屋として中村屋七兵衛、兼山屋与一郎、伊勢屋清兵衛、戸田道三十郎、川方屋喜右衛門らが活躍していた。

(5)しかし近年は、山村甚兵衛知行所の中津川山からの運上仕出(運上木代一〇パーセント)のみとなり、利益があがらなくなつたためか、運上仕出材の売却引請問屋は兼山屋と川方屋の両名だけとなつた。

以上の考察から、材木商としてその売買に従事していた中村屋七兵衛は、木曽山における運上仕出の減退を背景に、飛驒山より出材の運送請負用にシフト替えしたともいえよう。

もつとも、享保七年(一七二三)の一年間だけであるが、高羽屋平八と組んで飛州材の運送を請負つた「名子屋古中村屋七之丞」なる人物がいる。

七之丞は七兵衛の先代か、あるいは本家か、もしくは親族か不詳であるが、とにかく中村家一族の可能性は高い。となると、シフト替えというより、運材御用のその下地は、享保初年にすでにあつたということになる。

### 三 高山役所との親近性

さて、先述したとおり延享元年から天明二年(一七八二)までの四〇年近くにわたり、共同請負人の交代はあつたが、一貫して中村屋七兵衛は飛驒山出材の運送請負を切れ目なく勤めてきた。とくに安永二年からは単独請負となつてゐる。こうした勤功が認められ、天明三年に永久的な請負人に指定され、「幕府勘定所御用達」に任命された。

そこには彼なりのさまざまな努力があつたはずである。その一つが幕府直轄領の飛驒国を支配する高山役所、つまり飛驒代官(安永六年より飛驒郡代)への助力である。次の史料は、代官への直接の助力ではないが、その配下の属僚に対する便宜供与の事例である。

### 【史料二】

御断申上候口上之覚

一 白鳥町治右衛門扣家御座候所、今般大原彦四郎様御支配飛州地御

役人長瀬喜六郎殿并下人老人以上式人御逗留中、借宅仕度旨、材木町七兵衛々相願申候ニ付、借置申度奉願候、尤町内五人組納得仕、何之故障無御座候、依之奉伺候、以上

明和三年

白鳥町月行事

戌四月廿二日

左兵衛印

御奉行所様

右の史料は、明和三年(一七六六)四月二二日に白鳥町月行事の左兵衛が、奉行所に差出した願書である。その内容は、高山役所の地役人の長瀬喜六郎が下人を伴つて白鳥町に出張してきたので、材木町の中村屋七兵衛が紹介した貸家に彼ら二名が居住することを認めていただきたい、というものである。もちろんこれは許可され、長瀬喜六郎は同年一一月二三日まで、七か月間ここに逗留していた。

長瀬は、宝暦五年(一七五五)段階では、切米一五俵・三人扶持で御用木改地役人であつた。この出張も、まさに白鳥湊における飛驒山出材の御用木改めのためであつたと思われる。その出張中の居宅につき、中村屋七兵衛が口利きをしているのである。

なお翌明和四年四月一五日にも、白鳥町月行事の左兵衛から奉行所にて同じような願書が出された。今度は「大原彦四郎様(飛驒代官)御手代田中太右衛門殿并妻子武人、下人老人以上四人」で「御用場御引渡相済候迄」、前回同様、白鳥町治右衛門所持の空家を貸したき旨中村屋七兵衛が仲介の労をとつてゐる。今回は一〇日間程滞在という短期間であった。

明和三年・四年といえば、延享元年に本格的な運送請負を始めてから、

すでに二〇余年を経ている。こうした高山役所と中村屋との親近性の醸成が、天明三年の飛州材運送永久請負、そして勘定所御用達となる道筋に、それなりの影響を与えたものと思われる。

#### 四 運送方永久請負と弁木上納のリスク

中村屋七兵衛が請負った飛州材運送に、幕府はどの位の資金を投与したのであろうか。天明の頃の金額は詳らかでないが、幕末の嘉永五年（一八五二）の幕府勘定所から飛驒郡代福王忠篤に対する申達書<sup>(6)</sup>の中に、大雑把ながらその金額が記されている。

すなわち、「御材木運送方之儀、中村屋七兵衛請負いたし、山方ニ而木品請取、尾州白鳥湊まで川下運送賃金弐千両程、白鳥湊より猿江御材木藏迄海上運賃千弐百両余」とあり、川下げ賃約二〇〇〇両、海上輸送賃約一二〇〇両、合計約三一〇〇両の請負賃が年々中村屋に下付されていた。

この金額を表面的にみれば、中村屋は大いに儲けることができたと考えられるが、実際はさまざまな形での必要経費がかかった。川下げに際しての諸設備・備品など、例えば綱などの諸道具、および綱場、筏場、木場改所、矢来番人小屋などの造作は、すべて請負人側の負担であった。

また、人件費も相当かかつた。天保・弘化期のことであるが、下麻生の筏場に詰めていた中村屋七兵衛の配下の者として、重立者が七人、その下に大番・小番という役を務める者が二八人もおり、彼らは実際に川下げに携わる日雇に指示を出す現場監督としての役割を果たしていた。このように運送請負人は、重立者一大番一小番一川下げ日雇という運材に携わる労務組織を編成し、その人件費を負担していたのである。

もちろん、こうした費用をかけても、順調に運送が済めば、十分採算のとれる請負事業だたに相違ない。しかしこの請負事業には大きなリスクが伴つた。運材は川を利用するので、流失したり、盜木されたり、疵が付いたりの損失木が大量に出ることの危険性である。ましてや海上輸送は、いざ船が難破・沈没になると、丸々の大損となる。

しかも運送請負人という独占的特権と引換えに、損失した際の弁納・弁木の義務を負わされた。もちろん損失木数と同数の弁木上納ではなく、三分の一とか四分の一といった割引減木の弁木であるが、それでも請負人にとつては、実際に損失して利益のない上での弁木であるから、損失の規模によつては経営上、かなり厳しい負担となつたに相違ない。

「飛驒国山林旧記写」によれば、実際に中村屋七兵衛は、宝暦九年（一七五九）から天明八年（一七八八）までの三〇年間に、御材木一万五七六〇本余、榑木九〇〇〇挺余の弁木が未納となつた。その返済仕法は寛政六年（一七九四）から文化一〇年（一八二三）までの二〇カ年賦とされたが、文化八年段階でまだ相当額の未納状況にあつた。

なお、二〇年賦返済仕法を定めた際、中村屋より飛驒郡代あて、右借金の引当として、家質一ヵ所沾券高一二〇〇両のところ三割引いて金八四〇両の証文と敷金一六〇両、合わせて金一〇〇〇両を差出している。この家質は江戸の南鍛冶町一丁目北側西角三軒目にて、表間口八間・裏行二〇間の屋敷であった。この地面の所持者名義は中村屋与惣治（七兵衛との関係は不詳）であるが、尾張白鳥の中村屋七兵衛の江戸の出張所と思われる。

なお中村屋七兵衛は、天明八年に信州伊那郡遠山御林より御用木の伐出しを請負っている。木数は不詳だが、次の史料<sup>(8)</sup>は、その際に天竜川満島番所の役人が木数銘細を改めたのち當該材を通した旨を、飯嶋代官所に届け

たものである。

### 【史料三】

以書付奉申上候

一 遠山御林<sup>⑨</sup>を伐出御用木、中村屋七兵衛御請負仕候御材木、私共江  
御改被仰付候ニ付、木數銘細相改十一月廿日<sup>10</sup>より廿三日迄<sup>11</sup>無差支相  
通し申候、依之為御届以書付奉申上候、木數員數目録帳面之儀は例  
年之通り三月中に可奉差上候、以上

天明八年申十一月

信州天竜川満島御番所

遠山次郎兵衛

同断

飯嶋御役所

遠山五郎兵衛

ついで、次の史料は、寛政二年に同じく遠山御林で中村屋七兵衛が元  
伐りした御材木を今年(寛政三年)の冬に川下げしたいので、御材木寸間  
を添えて満島番所に相改め方を願い出ている。願主は中村屋七兵衛代の  
藤藏で、樹種はさまざまであるが、角物・平物合わせて七五三五本(尺メ  
七〇〇〇本)を出材している。

### 【史料四】

(寛政三年)  
元伐亥冬川下分

信州遠山御材木寸間帳

(中略)

梅・白梅・唐檜・姫子・桂・櫻・塩地

角・平物合七千五百三拾五本 尺メ七千本也

右者信州遠山御林去戌年元伐御材木当冬川下ヶ之分、書面之通ニ  
御座候、以上

寛政三年亥九月

満島御番所

中村屋七兵衛代 藤 藏

中村屋七兵衛は飛州材の運送請負を専門にしながらも、一方で水系の全  
く異なる天竜川を利用する伊奈山からの伐り出しを、このように天明八年、寛政三年と再度にわたって行っている。いささか奇異な感を免れ得ないが、この伊奈山での採材を弁木上納のためと理解すれば、腑に落ちるよう気がする。確かにことはいえぬまでも、その可能性は大いにあると愚考している。

「永久請負」も「勘定所御用達」も、中村屋にとつて榮誉なことに違  
ないが、その陰での苦労は並大抵ではなかつた。

事実、寛政九年(一七九七)から享和元年(一八〇一)までの五年間、中村屋  
は運送請負を休んでおり、代わつて「山方式拾五ヶ年請負姿ニ而、下タ請  
負湯之嶋村久兵衛(飛驒屋久兵衛)<sup>10</sup>」が五年間勤めている。そして、享和二年  
に中村屋は復帰するが、単独では勤められぬと覺悟したのか、「相士」(共  
同請負人)田中半十郎と二人で文政七年(一八二四)までの二三年間、さらに  
文政八年から同一〇年までの三年間は、「相士請負」として尾州大野の薩  
摩屋九郎右衛門と共に勤めている。ただし文政一一年以降は、単独での請  
負に戻り幕末に至つてはいるようである。

## 五 中村屋七兵衛の身元調査

<sup>〔11〕</sup> 年代は不詳であるが、中村屋七兵衛に関する身元調査のような史料があ  
る。誰がどのような目的でこうした調査をしたのか、定かではないが、彼  
に関するある程度の噂は確認しており、それから先を質問している。しか

し残念ながら、これに対する返答書がないので、不明の点は不明のままとなつてゐる。

とはいへ、中村屋七兵衛に関する人物像を知ることなど皆無の現況に

あつては、貴重な史料であり、調査の視点も興味深いものがあるので、左に長文を厭わず引用しよう。なお、箇条ごとの番号は引用者が付した。

### 【史料五】

覺

尾州白鳥木場三而

中村七兵衛

右木曾山・飛驒山等之材木引請、七兵衛之手を不経候而は、外材木屋ろは買取候儀不相成と申程之家柄ニ而、木場ニ而之大家ニ候哉

①一 筋目如何候哉  
②一 飛驒山支配之由

右は飛驒山材木引請取捌候事哉、左候ハ、右ニ付御扶持ニ而も、

公儀或尾州様又は高山御役所ニ而も被下候事哉、致頂戴居候儀

ニ候ハ、何程之事ニ候哉

③一 常帶刀之由

右尾州様ニ平日御免ニ候哉、又飛驒山材木支配と哉覽申事ニ付、右材木引請壳私候事ニ候ハ、公儀ニ御免ニ候哉、飛驒高山御役所ニ御免ニ候哉

④一 江戸表江例年勘定書持參之由、是は毎年冬春之内ニ而も例年一

度宛罷候、御勘定所江罷出候事哉、其節名字帶刀ニ而罷出候儀ニ候哉

⑤一 尾州様江勤向之事、是は苗字帶刀ニ而罷出、度々相勤候事哉、

尾州様ニ而之御取扱は如何様成儀ニ候哉

⑥一 飛州高山御役所江も罷出候事哉、左候ハ、右同断家内年中納り物凡何程之儀ニ候哉

⑦一 年中暮方如何様之事候哉

⑧一 貧福之事

⑨一 但、万一當時勝手向不模通ニ候ハ、借財多分有之哉否

⑩一 七兵衛と申仁六十余才ニ相成由、如何様之人柄ニ候哉、氣立万端

中室有無、有之候は年齢・人柄・氣立

⑪一 十八才ニ相成候息女有之、容儀も宜候由、人柄・氣立并孝服否

⑫一 右息女は嫡女ニ而外ニ兄弟衆有之候哉

但、男子有之候得共、幼年と歟或は病身と歟ニ而被致養子候

事哉

⑬一 家内厄介有無

⑭一 家来人数之事

但、手代七八人有之、材木取扱、右手代中取計候由、主人は平日材木不及取扱候由、手代之下ニなかしと申者五百人程有

之候由、右は中村家計ニ附候ものニ候哉、材木屋一統ニ付候働人ニ候哉、手代之外召仕候女は七八人も有之由、此外下人人数何人程有之候事哉

⑮一 居宅は門構玄関有之、材木置場は別所ニ候由

⑯一 白鳥と申候所は、宮宿之内ニ候哉、東海道より一里程入込候と哉覽申候、左候ハ、名古屋或宿はつれ之方へ寄有之儀ニ候哉、海道

今何程入込候事ニ候哉

右之外ニも御聞繕被下候儀共は巨細御申越被下候様御頼申入候事

右の史料は、木曽山・飛驒山等の伐木は中村屋七兵衛の手を経なくては買うことができるぬ程の権勢を持つた家で、白鳥木場の大金持ちであるか、という全体的な質問から始まる。ここで木曽山の材木にまで言及しているのは誤りであるが、川下げは木曽・飛驒共に結局は木曽川を利用するので、こうした大げさな表現になつたのであろう。以下、主としてその権勢の内容と、大金持ちの実態の個別的な質問に入つてある。

①どのよだんな家柄か。

②飛驒山支配の由。具体的には飛驒山材木を引請けて取扱っているのか。そうした御用を勤めているのなら、公儀または尾張藩、もしくは高山役所から扶持米を支給していないか、支給しているとしたらどのくらいの扶持米か。

③常に帯刀することを許されている由。帯刀許可は尾張藩からか、公儀からか、それとも高山役所からか。

④江戸に毎年勘定書を持参する由。その時は幕府勘定所に出頭するのか。その際名字帯刀御免か。

⑤尾張藩への勤めは名字帯刀の身分にて行つてゐるのか。尾張藩ではどのように処遇されているのか。

⑥高山役所に出頭することがあるとしたら、名字帯刀御免か。

⑦年間収入はおよそどのくらいか。

⑧暮らしぶりはどのようなものか。

⑨金持ちではあるが、万一借財があるとすればどのくらいか。

⑩主人の七兵衛は六〇余歳の由。人柄や氣立てはどうか。内室の有無。内室がいればその年齢・人柄・氣立てはどうか。

⑪一八歳になる娘がおり、容姿がよい由。人柄・氣立てはどうか。妾腹

かどうか。

⑫右の娘のほかに兄弟がいるか。ただし男子がいても幼年か病身にて、養子をとる予定かどうか。

⑬家内に食客がいるかどうか。

⑭家来の人数について。手代は七、八人いて材木を取扱つてゐる由。主人はふだん材木を取扱つていない由。手代の下に仲仕と申す人夫が五〇〇人ほどいる由。右は中村屋のみに属してゐるのか、それとも材木屋仲間全体に属してゐる労働か。中村屋には手代のほかに召仕の女が七、八人いる由。このほか下男・下女は何人ほどいるか。

⑮居宅は門構えの玄関づきで、材木置場は別の所にある由。

⑯白鳥は地理的にみてどのようない位置にあるのか。

以上、詳細にその内容を説明してきたが、大まかにいって質問の内容は、①～⑥の御用向と、⑦～⑨の財政状況、⑩以降の家族構成・店経営に三分されよう。

御用向については公儀（幕府勘定所）と、高山役所（飛驒代官、安永六年以降は郡代）と、尾張藩とにおける名字帯刀御免を始めとするそれぞれの中村屋七兵衛に対する処遇についての質問である。ただし冒頭に「尾州白鳥木場二而中村七兵衛」とあり、この質問者は「中村」という名字をすでに認めてゐる。

いずれにせよ、公儀・高山役所・尾張藩の三者が交差する位置にいた七兵衛の処遇を明確化する必要があつたのであろう。とくに高山役所は幕府勘定所の指令下にあり、この両者については現地限りの処遇と中央での処遇とを整理さえすれば、それほどの問題はないが、尾張藩と幕府との関係はいろいろと矛盾が生じかねないので、尾張藩における七兵衛の処遇

について質問する必要があつたのであろう。

中村屋の財政状況については、大金持ちであることはおおかた把握できているようであるが、内実のところ多額の借財があるかどうかを質問者は気にしている。

さらに家族構成・店経営に關する条項では、主人七兵衛が六〇余歳であること、一八歳の器量のよい娘がいることなど、極めて具体的な情報を提供している。なかでも興味深いのは、人柄や氣立ての良し悪しを聞いている点である。そして最も参考になるのが、手代の人数が七、八人、女性の召仕の人数が七、八人、木場で材木を扱う仲仕が約五〇〇人とあり、彼の經營規模が大まかながら読みとれることである。

一体このような身元調査がなぜ行われたのであらうか。その謎を解く鍵は、この史料には、彼にとつて極めて大切な肩書である運材永久請負とか、勘定所御用達といつた用語がまつたく登場していない点である。

そこで大胆に推測すると、前記史料は、天明三年の勘定所御用達任命に先立つての中村屋七兵衛に関する身辺調査であつたのではなかろうか。もちろん、これはあくまでも推測の域を出ないが、中村屋七兵衛の財政状況、および家族・經營状況に關する質問は、国家的な御用商人を登用するにふさわしい綿密な調査といえよう。人柄とか氣立ての良し悪しも、登用のための必要条件であつた。

## 六 御用は幕府、身分は尾張藩

中村屋七兵衛は、天明三年以降幕末まで幕府の勘定所御用達を勤めた。江戸の南鍛冶町一丁目に出張所があるので、彼の本拠地は尾州白鳥湊であ

り、尾張藩の領民であつた。尾張藩の一領民が、いわば國家レベルの幕府の御用達を勤めるということは、どこかに矛盾があり、幕末期には幕府勘定所の役人でさえ、そのけじめがつきりしなくなつていた。

そこで安政五年（一八五八）に、勘定奉行が町奉行に対し、そのけじめを明確にすべく掛け合つてある。左の史料がそれである。<sup>(12)</sup>

### 【史料六】

#### 勘定所御用達

中村屋七兵衛

右七兵衛儀、飛驒国御材木伐出方御用相勤候ニ付、御勘定所御用達被仰付候者ニ而、尾州白鳥湊住居、尾張殿領分人別之者ニ有之候間、御用筋之儀ニ付御呼出之節は是迄之通拙者共江御達有之、身分之儀ニ付御呼出之節は、以来拙者とも江御達無之、其筋江御達有之候様致度存候、依之七兵衛代之もの差出書付写相添、此段及御掛合候

午八月  
安政五年

右の史料によれば、中村屋七兵衛は尾州白鳥湊住居の「尾張殿領分人別之者」であるから、今後は「御用筋」のことで七兵衛を呼び出すときは勘定奉行所の所管とし、「身分」のことで呼び出す際は、町奉行所などその筋の所管とするにしたい。ついては、七兵衛の代わりの者が差出した書付写を添付するので、検討してもらいたいという内容である。

もちろん、町奉行所がかかわるとしたら、七兵衛が江戸で所持する町屋敷に關することであり、勘定奉行はそうした身分のことにまでかかわらないというのであろう。

なお、右の史料中に述べている「七兵衛代之もの差出書付写」を左に引く。

## 【史料七】

御尋ニ付以書付奉申上候

尾州白鳥住居七兵衛儀、旧來飛驒國御林山伐出運送御用數年代々無滞相勤候勤功ヲ以、去ル天明年中右御用永久ニ被仰渡、并御勘定所御用達被仰付、其後御目見献上物并御用相続名前譲り等之儀は、御奉行様

より御直ニ被仰渡候御儀ニ御座候、尤國元江罷越候節は、御当地(江戸)出張所ニ代之者差置候仕来ニ而御用向相勤候儀は御勘定所御支配を請、

并飛驒御運送方御用向等ニ付而ハ同國御郡代様御差図を請候得共、素

より尾州住居之者ニ付、御用向之外身分之儀は、尾張様御役場之御支配を請候心得ニ御座候、右御尋ニ付、此段奉申上候

午八月

中村屋七兵衛代

嘉助

以上

今まで中村屋七兵衛が勘定所御用達に任命されたと述べてきたが、実は幕府の勘定所には二種類があった。一つは江戸城本丸の御殿勘定所、もう一つは大手門内の下勘定所である。

かつて私は、寛政改革期に登用された三谷三九郎ら一〇名の勘定所御用達について分析したが<sup>(14)</sup>、実はこの勘定所御用達は下勘定所の所管であつた。

これに対して中村屋七兵衛は御殿勘定所の所管下にあり、のちの寛政改革期の勘定所御用達よりも格が上であった。その格差は、中村屋七兵衛は「勘定所附御用達」として毎年の「武鑑」に掲載されるが、三谷三九郎らのメンバーは「武鑑」に掲載されなかつた。

のちの文化一三年の「武鑑」をみると、中村屋七兵衛だけであつた「御勘定所附御用達」に「京住居・駿河町三井八郎右衛門」「北鞘町松沢宗次郎」の二名が加わつてゐる。もちろん中村屋と同じ使命ではなく、幕府の経済政策の必要性から、それぞれ登用された人物である。さらに天保五年には、「見沼通船差配 外神田通船屋敷 高田宗之助」が加えられ、天保九年にはさらに増して、計六名が左の通り「武鑑」に掲載されている<sup>(15)</sup>。

上輸送を担うしつかりとした請負人が要請された。しかも流木や難破などで損木が出ても、弁木できるような資産を有する豪商でなければならなかつた。

田沼の経済政策は、まさにそつした民間資本を利用しながら材木供給の保持をはかつたのである。

## 【史料八】

御勘定所附御用達 御奉行支配

尾州白鳥住居 中村屋七兵衛

京住居 駿河町 三井八郎右衛門

本町二丁目 松沢宗次郎

見沼通船差配 高田宗次郎

肥後天草住居 石本平兵衛<sup>16</sup>

白銀町二丁目 河内屋半平

右はいずれも御殿勘定所の御用達であり、それぞれが別個の幕府政策を推進する御用達として幕末まで活躍している。

中村屋七兵衛は、これら御殿勘定所御用達のなかで最も早く登用された材木商である。中村屋七兵衛の具体像を追う研究は、まだその緒についたばかりであるが、木材流通史的な視点を基礎に据えながらも、彼の活動を国家政策の中に位置づける巨視的な視点をあわせもつことも必要であろう。

(2) 「御材木一件」(徳川林政史研究所所蔵)の第一項「私領之節より引続稼方にたし候御材木請書并請負人前年号」。この「御材木一件」は冊子形態で、末尾に「此書土屋氏蔵書借請、野々侯口御番所ニ而写畢、嘉永三戌年七月 野瀬景教」と記されており、原本は土屋氏の蔵書であった。この土屋氏は、註(1)前掲の高橋著書によれば、高山役所の地役人で土屋勘左衛門と推測される。書写した野瀬氏(野瀬姓は複数いる)は同じく地役人であったと思われる。

(3) 天明四年刊「天明武鑑」(江戸幕府役職武鑑編年集成 第十七卷、東洋書林)。

(4) 「白鳥御材木奉行覚書 乾」(徳川林政史研究所所蔵)。

(5) 明和二年「白鳥町御願帳」(徳川林政史研究所所蔵)。

(6) 「南方山内式拾五ヶ村御救 御材木伐出方改正御用留」(高山陣屋文書、岐阜県歴史資料館所蔵)。註(1)前掲太田尚宏論文参照。

(7) 註(1)前掲の高橋著書、二三八頁以降参照。

(8) 「満島御番所書類」。

(9) 「満島御番所書類統」。

(10) 前掲「御材木一件」。

(11) 「(覚(中村屋七兵衛へ家柄等尋之箇条ニ付))」(尾張国熱田白鳥町文書、徳川林政史研究所所蔵)。

(12) 「七十冊物類集」五七・勘定所用達(旧幕府引継書、国立国会図書館所蔵)。

(13) 註(12)に同じ。

(14) 前掲拙稿「寛政改革と『勘定所御用達』の成立」。

(15) 天保九年刊「天保武鑑」(江戸幕府役職武鑑編年集成 第二十五卷、東洋書林)。

(16) 安藤保「石本平兵衛と勘定所御用達」(『史淵』一四二輯、二〇〇五年)、同「石本平兵衛の勘定所附御用達決定過程」「九州文化史研究所紀要」四八号、『寛政改革の研究』吉川弘文館、二〇〇九年に所収)において、指摘している。

## 註